

「広島県警察次世代育成と女性活躍推進のための行動計画」の実施状況及び女性の活躍状況の公表

広島県警察では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、「広島県警察次世代育成と女性活躍推進のための行動計画（平成28年度～平成32年度）」（以下「行動計画」という。）を策定し、全職員が一丸となって働き方に対する価値観や意識を改革し、その能力が最大限に発揮できる職場環境作りに取り組んでいます。

今般、女性活躍推進法第19条第6項及び次世代育成支援対策推進法第19条第5項の規定に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

併せて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、広島県警察における女性の活躍状況を公表いたします。

行動計画における目標

以下の4点について数値目標を設定し、取り組んでいます。

- ① 全職員が、年次有給休暇を6日以上取得する。
- ② 職員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数を12日以上とする。
- ③ 配偶者出産休暇（3日）と育児参加休暇（5日）を合計して5日以上取得する。
- ④ 令和4年4月1日までに女性警察官の割合を10%超とする。

行動計画における取組の実施状況

※女性活躍推進法第19条第6項及び次世代育成支援対策推進法第19条第5項に基づく公表

《行動計画における目標の達成状況》

行動計画における目標の達成状況は以下のとおりです。

- ① 全職員が、年次有給休暇を6日以上取得する。
年次有給休暇の取得日数が6日未満の職員数

目標	平成27年 (行動計画策定時)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0人	584人	234人	56人	108人	122人

- ② 職員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数を12日以上とする。
職員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数

目標	平成27年 (行動計画策定時)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
12日	11.8日	13.1日	14.0日	13.2日	12.8日

- ③ 配偶者出産休暇（3日）と育児参加休暇（5日）を合計して5日以上取得する。

配偶者出産休暇（3日）と育児参加休暇（5日）の合計取得日数

目標	平成27年 (行動計画策定時)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
5日	3.5日	4.2日	4.6日	4.7日	5.2日

- ④ 令和4年4月1日までに女性警察官の割合を10%超とする。

女性警察官の割合

目標	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
令和4年4月1日 までに10%超	8.0%	8.6%	9.2%	9.4%	9.8%

データ基準日 4月1日

《具体的取組状況》

主な取組内容については、以下のとおりです。

令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ○働き方改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・幹部職員対象の会議において業務の合理化等を通じた働き方改革推進への指示 ・幹部職員を対象に民間管理職員による講演会の実施《H29年～》 ・一斉定時退庁日（ノー残業デー）を設定（H6年）し、幹部による声掛けや庁内アナウンスの実施 ○男性の育児参画への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・警察本部幹部職員と未就学児を養育中の男性職員（育児休業取得経験者含む）との座談会の実施《新規》 ○育児・介護等両立支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・掲示版や部内広報紙を通じた両立支援制度や支援策の周知及び活用促進に向けた意識啓発《H27年～》 ・育児休業復職前研修の実施《H27年～》 ・育児休業者サポートルームの開設《H28年～》 ・産休・育休を安心して取得できる職場環境作りと組織力強化を目的に、育児等を理由に中途退職した警察官を対象とした再採用制度の運用開始《H29年～》 ○女性の活躍推進に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・女性警察官の捜査部門におけるキャリアアップを目的に、「女性警察官キャリアアップ推進制度」の運用開始《新規》 ・スキルアップやモチベーションアップを目的とした女性職員対象の研修会や教養の実施《H28年～》 ・昇任試験受験資格の勤務期間から育児休業期間を除外しないこととした。《H28～》 ・募集活動の強化を図るため、女性対象の就職説明会「女子会」を開催《H24年～》 ○次世代育成の推進に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・「親子ふれあいデー」（H27～）など家族参加型行事の実施
-------	--

女性の職業選択に資する情報

※女性活躍推進法第21条に基づく公表

《職業生活における機会の提供に関する実績》

① 採用した職員に占める女性職員の割合

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
警察官	24.1%	20.1%	19.3%	17.5%
一般職員	42.9%	75.0%	57.1%	100%

② 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
警察官	34.2%	20.5%	21.2%	24.3%
一般職員	61.9%	59.7%	57.8%	69.3%

③ 職員に占める女性職員の割合

	目標	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
警察官	令和4年4月1日 までに10%超	8.6%	9.2%	9.4%	9.8%
一般職員	—	48.1%	49.0%	49.3%	50.5%
非常勤職員 (現会計年度任用職員)	—	12.0%	13.6%	14.0%	14.7%

データ基準日 4月1日

④ 管理職に占める女性職員の割合

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
警察官・一般職員	2.5%	2.5%	1.3%	1.3%

データ基準日 4月1日

⑤ 機会の提供に資する制度の概要

- セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況
 - ・ 「広島県警察ハラスメント防止対策要綱」 制定
 - ・ ハラスメント対策のための相談窓口の設置
 - ・ ハラスメント相談員等に対する研修の実施
- 特定事業主として実施する教育訓練・研修の概要
 - ・ スキルアップやモチベーションアップを目的とした女性職員対象の研修会や教養の実施

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

① 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況（令和元年度） 育児休業取得率

	警察官	一般職員	非常勤職員 (現会計年度任用職員)
男性	0.7%	0%	0%
女性	83.3%	110.0%	0%

※ 令和元年度に育児休業取得が可能となった職員に対する、令和元年度に新たに育児休業を取得した職員の割合

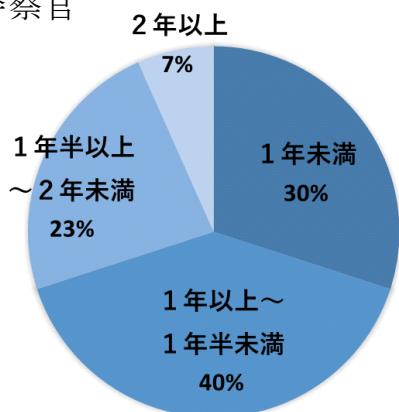
※ 育児休業取得可能となった年度と育児休業を取得した年度が異なる場合がある。

例 令和2年3月に出産し、令和2年5月から育児休業を取得した場合は、育児休業取得可能となった年度は令和元年度、育児休業を取得した年度は令和2年度にカウントされる。

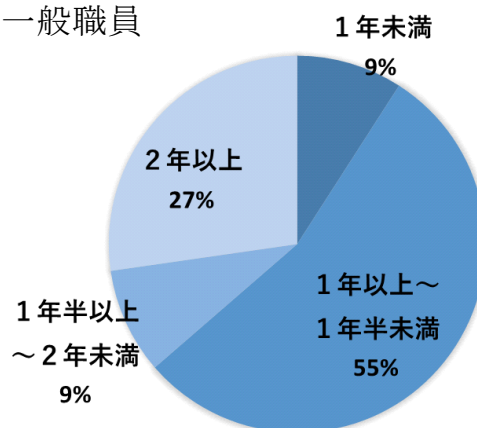
取得期間の分布状況

●男性職員● 警察官 3月以上半年未満 50%
半年以上1年未満 50%

●女性職員●
警察官



一般職員



② 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
取得率	98.7%	98.2%	98.0%	98.6%
5日以上取得率	44.8%	46.5%	49.5%	60.1%

※ 配偶者出産休暇は3日、育児参加休暇は5日取得可能

※ 令和元年中に配偶者が出産した男性職員のうち、配偶者出産休暇又は育児参加休暇を取得した男性職員の割合

③ 年次有給休暇の取得状況

職員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数

目標	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
12日以上	13.1日	14.0日	13.2日	12.8日

【本件担当】 警務部警務課企画第二係